

□ 発行／新潟県西蒲原郡西川町役場

□ 編集／総務課

□ 昭和54年9月17日発行

解散による選舉の日程決まる

衆議院議員総選挙

公示 9月17日、投票 10月 7 日



みんなで投票しましょう

十月七日は、解散による衆議院
議員総選挙の投票日です。

また、これと同時に最高裁判所裁判官国民審査の投票も行われます。

投票の田畠

十月七日(日)午前七時から午後六時まで(国民審査の投票も)の時間に行われます。)

あなたに投票に行っていただく

投票所での投票の
方法

投票は、次の順序で行われま
す。

② ① 投票所へ入った後へ
「入場券」をお出し下さい。

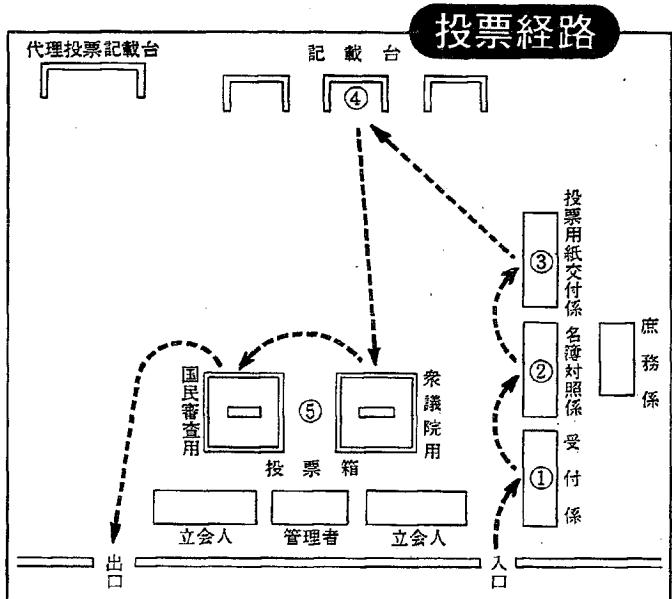
は、名簿対照係にまわります。

③ これが済むと、投票用紙交付係が衆議院議員総選挙用投票用紙と最高裁判所裁判官国民党審査用投票用紙をいっしょに入場券と一緒に換えに交付します。

④ 次に、投票記載所に用意してあるエントリを用いて、衆議院

投票区名	投票所の場所	第一投票区	第二投票区	第三投票区	第四投票区	第五投票区
投票所	西川町役場分館	西川町役場	升鴻小学校	貝柄事務所	鎌郷保育園	

投票所は、入場券に記載されてい
る投票所ですので、よく確かめて
おいでください。



⑤ 書き終えた投票用紙は、衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官選挙の投票箱にそれぞれ別々に間違えないように投かんしてくださ。

- ※投票用紙の区分

 - 今回の選挙の投票用紙は次のよう
に色分けされています。
 - 衆議院議員総選挙
 - 白地の紙に赤色のインクで印刷
してあります。
 - 最高裁判所裁判官国民審査
白地の紙に黒色のインクで印刷
してあります。

投票権しないようにしてくだ
れ。

- ※ 新しく投票できる人

日現在も引き続き住所を有して
いる人。

- なお、今回の選挙では、昭和三十四年九月三日から昭和三十四年十月八日までに生まれた人は投票権當日二十歳になられますが、選挙の法律の關係により投票できないことになりますのでご承知おきください。

○ 昭和三十四年九月一日以前に生まれた人で、昭和五十四年六月一日以前にこの町に転入届け出をして、昭和五十四年九月一日現在も西川町に引き続き住所を有している人。

- ※ 町内で住所を異動

九月六日までに転居届をすませた人は、新住所地の投票所で投票

※投票用紙の区分

じて二十七日ころに配布します。

- 異動をした人は、今回の選挙では
もとの住所地の投票所で投票する
ことになります。

郵便による不在者投票を行ふ者は、十月三日までに不在者投票用紙の交付請求をしなければなりません。

- ※ 不在者投票の方法

○ 期日
[衆議院議員総選挙]
九月十七日から十月六日まで

(日曜・祭日もできます)

[最高裁判所裁判官国民審査]
九月二十七日から十月六日まで

(日曜・祭日もできません)

○ 時間
期間中、毎日午前八時三十分から午後五時まで

○ 場所
選舉管理委員会事務局(役場)
なお、手続きに必要な用紙類は選舉管理委員会に備えてありますので、「印鑑」を持っておいでください。(入場券が届いていましたら、入場券も持ってきてください。)

○ 場所と日時
※ 開票の場所と日時
○ 場所 西川町役場議場
○ 日時 十月七日午後七時三十分開始

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、仕事や病気・お産等で当日投票できない人は前もって不在者投票をすることができます。

お一人おでで投票をすることがで

きます。

○ 演説会
今回の選挙は、西川町では立会演説会は開催されませんが、近隣の市町村で次のとおり開催されます。

○九月二十四日午後一時
吉田町立吉田小学校

○九月三十日午後一時
新潟市立内野小学校

○九月三十日午後七時
巻町當体育館

※ 選挙の問い合わせ
選挙に関する問い合わせは、役場内に選舉管理委員会(TEL:三一一一)にお願いします。

※ 郵便による不在者投票